

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
ほっとぴあ運営推進会議設置規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う認知症対応型通所介護「ほっとぴあ」の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上を図ることを目的として設置する。

(組織)

第2条 運営推進会議は、10名以内の委員で組織し、次に掲げる者の内から本会会長が委嘱する。

- (1) 利用者の代表
- (2) 利用者家族の代表
- (3) 地域住民の代表
- (4) 精華町職員
- (5) 精華町北部地域包括支援センター職員
- (6) 精華町社会福祉協議会地域福祉課職員
- (7) 精華町内居宅介護支援事業所職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 運営推進会議は、本会会長が招集する。

2 会議は、第2条の委員の参加をもって開催する。ただし、委員総数の2分の1以上の出席がなければその会議を開き、議決することができない。

3 会議の議長は、管理者が行う。

4 会議は、おおむね6か月に1回以上開催する。ただし、本会会長が必要と認めた場合は、臨時会議を随時開催するものとする。

(会議の議題)

第5条 会議の議題は、次に掲げる内容とする。

- (1) 認知症対応型通所介護における活動状況の報告

- (2) 運営推進会議による評価
- (3) 運営推進会議からの必要な要望及び助言等
- (4) 前項に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(記録の作成および公表)

第6条 会議の結果に際して、第5条に定める議題についての記録を作成するとともに、5年間保管し、当該記録を公表するものとする。

(守秘義務)

第7条 運営推進会議の委員は、職務上知りえた利用者やその家族の事情及び秘密に関する事項について守秘義務を負う。在任中はもとより、退任後も守秘義務を負う。

(事務局)

第8条 運営推進会議の事務局は、本会通所介護課に置く。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営推進会議の運営に必要なことは、本会会長が別に定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。